

# 「碍」の字表記問題再考（17）

「障礙者」の表記を望む声に対して、政府の出した結論は常用漢字表に碍の字は追加しないというものであった。その理由は、「障碍」という宗教用語として長く使われていた史実が存在し、「惡靈、怨靈などが邪魔する」という意味があることを文化審議会国語分科会漢字小委員会（以下、漢字委員会）が指摘していることによるものであった。また、常用漢字は漢字の出現頻度と熟語の構成力を表す造語力の観点から採否されており、「碍」の字はその基準にも合致しないというのが政府の見解であった。

## 用語の問題

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会が指摘した重要な事柄の一つに、そもそも「障害」の字を人に用いて、「障害者」とすること自体が不適切であるという考え方である。これに対して政府も両委員会の指摘に異論はなく、重く受け止める旨を表明している。

障害者という言葉は、1949年（昭和24）に制定された身体障害者福祉法において初めて誕生した。この法律が制定された背景には、第2次世界大戦で国のために戦い、戦地で砲弾を浴び、銃撃にあって怪我をし、身体に障害を負った「傷痍軍人」に対する保護を目的としたものであった。紆余曲折の末、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の強い関与があり、そのもとに誕生したのである。戦前は個々に表していた障害に関する言葉を一括りにして法律用語として造語されたのが障害者という言葉である。障害者の用語はあくまでも法律用語であり、また、戦後の障害者施策の中で福祉サービスの利用対象者を限定させるための行政用語なのである。法律用語として使われている身近な言葉は他にも存在する。例えば、医療分野では病気になった人を病人と言い、また病院で診察を受けるときは患者と呼ばれ、診察する人を医師と呼んでいる。これらの言葉は医師法の中で使われている法律用語である。医療の現場で患者、医師などと言うものの、日常生活の会話において「患者」あるいは「健康者」などと人を分けて呼ぶことはない。患者の用語はあくまでも医療分野、病院内で限定して用いる言葉である。

しかし、障害者の用語は法律用語であるにもかかわらず、日常生活の中で使用することが少なくない。なぜなのか？ 加えて健常者という言葉も頻繁に耳にする。健常者とは読んで字の如く「常に健やかな者」ということである。日常生活上で障害者、健常者と線引きをして人々は何を語りたいのか。区別することによって、人間としての違いを言いたいためにこれらの言葉を使うのか。先述したように患者という言葉は法律用語であり、医療現場のみで使う言葉であり、日常生活で使われることはない。なぜ、障害者、健常者の言葉を日常生活のなかで使うのかである。今般の障害者を障碍者の表記に変更してまでこの言葉を使いたい意味は何なのか。

## 障碍の意味的解釈

『広辞苑』によれば、「障碍」は「①さまたげ。さわり。じやま。②身体器官に何らかのさわりがあって、機能を果たさないこと。」と記されている。ここには、佛教用語に関する記述はない。

いっぽう佛教用語に関する『広説佛教語大辞典』では、読み

方は障碍・障礙として掲載されている。意味は「①障害。さまたげ。障り。②さとりを得るための障害となるもの。」等と書かれている。加えて、この障碍の出典は『法華經』をはじめとする経典の中で使われていることが記されている。

障碍の表記は佛教の意味を含むとする漢字委員会の会議録には次のように記されている。

「障碍（礙）」は平安時代から「しようげ（しゃうげ）」として用いられてきたもので、元々は佛教語であった。佛教語としての「しようげ」は、現在においても用いられることがある。

一方、「障害」は江戸時代に現れた日本独自の漢語であり、江戸末期の辞書（「英和対訳袖珍辞書」文久2（1862）年）には既に見られる。「障碍（礙）」が「しようがい」とも読まれるようになったのと前後して、同じ音で、かつ、読み方に揺れのない表記として現れたものと考えられる。なお「障碍（碍）」と「害」の音が同じ（ガイ）であるのは、日本語だけである。（略）国語施策において明治期から国が作成してきた漢字表には、教育及び社会生活における漢字の負担を軽減するために、漢字制限の観点から使用頻度と造語力の高い「害」が採用される一方、「障碍（碍）」は、一部の例を除いて採用されなかった。このため、「ショウガイ」の表記については、表内にある漢字を用いた「障害」を用いるよう整理してきた。

とあり、さらに重ねて、

「碍」を用いた「障碍」は元々佛教語に由来し、「しようげ」と読まれてきた語である。「障碍（しようげ）」は最新の国語辞典や学習用の古語辞典等にも取り上げられており、必ずしも良い意味ではないということが指摘されてきた。近代の文学作品等に見られるだけでなく、佛教語としては現代においても用いられている例があり、言葉について検討する委員会として、このことがいずれ別の形で問題となることがないか、懸念せざるを得ないところがある。

この会議録に記された部分を読めば、「碍」の字を常用漢字表に追加しなかった理由が一目瞭然である。「碍」を使って「障碍者」の表記とすることは、佛教用語でいう負の意味が含まれてしまうことになり、単に表記問題だけにとどまらない大きな問題をはらむことになる。政府が承認しない理由がここにある限り、常用漢字表に追加をいくら要望したとしても、政府の態度は今後も変わることはないであろう。

重ねて述べるが、障害者は障害福祉サービスの利用対象者を限定するための法律用語、行政用語である。その法律用語の障害者を日常生活の中で人々はなぜ使うのか、また健常者の言葉を用いて障害者、健常者と線引きしてなぜ区別するのか、そこに障害者表記問題の本質があるといえよう。「碍」の字表記問題は、単に表記に用いる漢字の問題ではない。人々の心の中にある「障害者観」にかかわる大きな問題であり、課題なのである。  
[引用・参考資料]

文化庁『「障害」の表記に関する国語分科会の考え方』文化審議会国語分科会、2021年。